

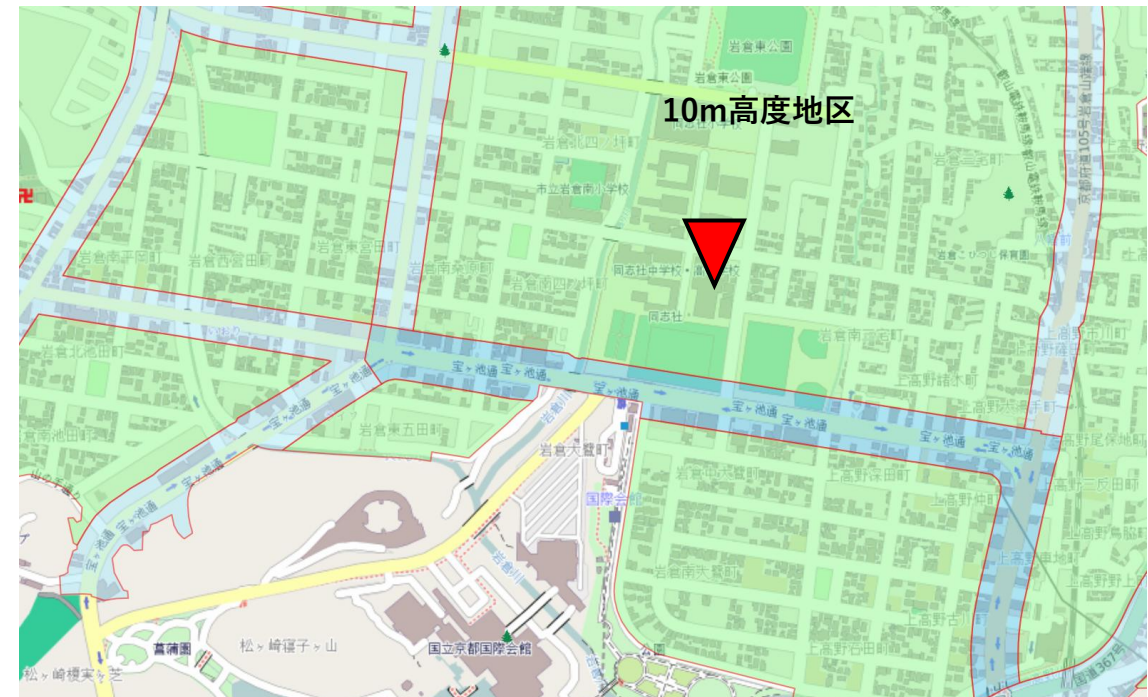
■高さの特例許可 事例 1：同志社中学校・高等学校新南体育館（仮称）整備計画

計画概要

左京区岩倉大鷲町：老朽化した学校体育館

10m高度地区の限度を超える高さ15mの建替え・増築

- ・鉄筋コンクリート造一部鉄骨造、地上2階建て
- ・敷地面積：約43,000㎡
- ・建築面積※：約4,000㎡ 延べ面積※：約4,800㎡
※いずれも計画部分
- ・都市計画：一低専／建ぺい率40％・容積率60％
- ・景観保全：風致地区第3種／眺望空間保全区域(34)・遠景デザイン保全区域



景観審査会 承認すると判断した理由（答申書抜粋）

①公共・公益性及び機能確保について

- ・災害時には地域住民の避難所等となる公共・公益性の高い建築物
- ・各種屋内球技ルールに基づく天井高さとする必要

②地域の良い景観の形成及び周囲の市街地環境への配慮について

- ・高さを必要最小限に抑えつつ住宅地と面する壁面を後退、高木の新植で圧迫感を軽減
- ・岩倉川から比叡山への眺望を確保する校舎配置、現在の校舎群との意匠的統一を図るデザイン
- ・道路沿い敷地は歩道状の公開空地として地域に提供。緑豊かな歩行空間の整備

以上から建築物が存する地域の良好な景観の形成及び周囲の市街地の環境に支障がないと判断

設計段階パース



景観審査会の議論で出た主な意見

機能や規模の必要性／建物配置／周辺の景観への配慮／植栽の連続性／雨水貯留施設の位置／生徒の導線の整理／環境維持方針の明確化 など

■高さの特例許可 事例 1：同志社中学校・高等学校新南体育館（仮称）整備計画

建設後の現地の状況

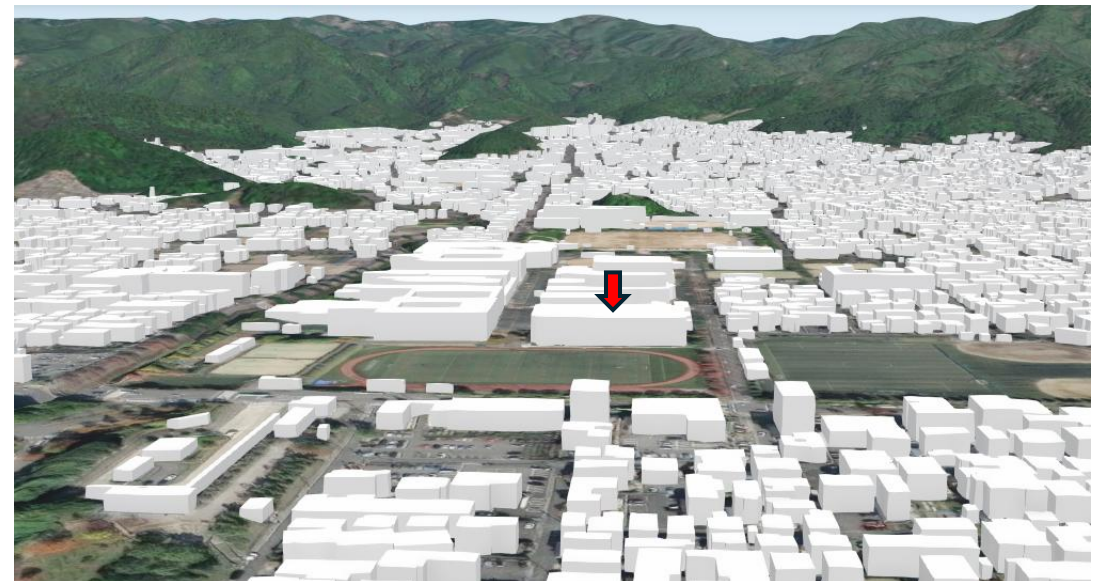
- ・同志社の伝統的な校舎の意匠を踏襲しており、キャンパス全体や連続する既存校舎とも意匠的な調和がみられ、高さ制限を超える部分も勾配屋根で建築されていることから、突出感はない。
- ・敷地部分に高木の植栽があり、目隠しとなる植栽もセットバックされていることから、東側等の隣接する住宅地や道路への圧迫感は軽減されている。
- ・南側の敷地前面に広大なグラウンドがあり、周辺道路から北部の山を眺める際、眺望への支障も感じない。



出典：Google ストリートビュー

3Dモデルでの確認

- ・隣接する戸建て住宅地に比べて、建物や敷地規模は大きいものの、周辺の建物スケールに比して突出感を確認できない。



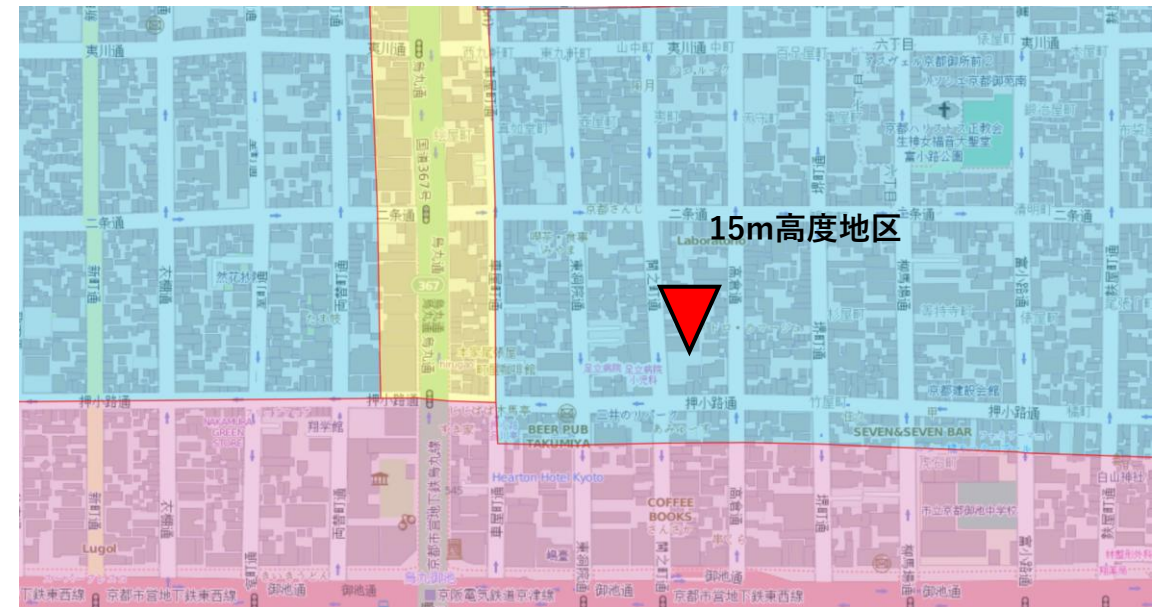
出典：Plateau

■高さの特例許可 事例2：足立病院施設整備事業（新館建築工事）

計画概要

中京区間之町通二条下る鍵屋町
既存病棟の産婦人科機能と同等の機能を維持した新館
15m高度地区の限度を超える高さ22.90mを旧館東側に新築

- ・鉄骨造、地上6階建て
- ・敷地面積：約900㎡
- ・建築面積：約720㎡ 延べ面積：約3,500㎡
- ・都市計画：商業／建ぺい率80%・容積率400%・職住共存特別用途地区
- ・景観：旧市街地型美観地区



設計段階パース



間之町押小路交差点からの視点



建物直近の視点

景観審査会 承認すると判断した理由（答申書抜粋）

①公共・公益性及び機能確保について

妊婦や家族のための入院室の充実や新生児集中治療室の導入、災害時を想定した非常用発電機の整備などの医療機能の向上により子育て世帯が安心して暮らせる環境づくりに寄与

②地域の良い景観の形成及び周囲の市街地環境への配慮について

- ・道路に面する外壁面は低層部から高層部にかけて段階的にセットバックし、周辺に対する圧迫感を低減
- ・中層部壁面にはアルミルーバーを設置し、壁面を分節することでやわらげ、町並み景観に配慮した外観
- ・屋上には設備機器の修景を兼ねた勾配屋根を設けて、良好な屋上の景観に配慮
- ・近隣の提携駐車場等を確保し、誘導員の配置や駐車場の案内等で交通負荷を低減

以上から全体整備計画にもとづき地域貢献に係る機能の確保を図ることを条件に、建築物が存する地域の良好な景観の形成及び周囲の市街地の環境に支障がないと判断

景観審査会の議論で出た主な意見

周辺景観と調和するデザイン（外壁タイルの色調、窓枠の分節化など）／セットバック部分の緑化の見え方／外壁面や設備のディテール（大きな外壁面の単調さを防ぐための工夫や雨水縦どいの意匠）／将来整備される2期計画の高さ制限・地域交流機能の担保方策／駐車機能や交通量に関する考え方 など

地元説明会で出たご意見

日当たりへの影響／圧迫感の程度／交通量増加への懸念

■高さの特例許可 事例2：足立病院施設整備事業（新館建築工事）

建設後の現地の状況

- ・色調を抑えたタイルや分節化された窓面の配置、上層部の縦格子ルーバーなどにより、圧迫感が軽減されており、隣接する関連施設や町並みとも調和され、全体的に落ち着いた周囲に配慮された景観となっている。
- ・確認時点では、外から視認できる緑化はみられない。軒下空間は通行しにくい印象。



出典：Google ストリートビュー

3Dモデルでの確認

- ・職住共存の比較的規模の大きい建物群の中に位置するため、周辺の建物スケールに比して突出感の確認できない。



出典：Plateau

■高さの特例許可 事例3：宮川町歌舞練場等整備計画

計画概要

東山区宮川筋四条下る宮川筋四丁目

新道小学校跡地と宮川町歌舞練場敷地にホテル・地域施設・歌舞練場の3機能を一体的に整備

12m高度地区を超える既存大屋根と同じ高さ18.3m・形状

- ・鉄骨造、地上3階建て・地下2階建て
- ・敷地面積：約2,300㎡
- ・建築面積：約1,800㎡ 延べ面積：約5,300㎡
- ・都市計画：商業／建ぺい率80%・容積率400%
- ・景観：歴史遺産型美観地区・祇園町南歴史的景観保全修景地区／近景デザイン保全区域(47),(20)・遠景デザイン保全区域(11),(49)・事前協議区域(20E)



景観審査会 承認すると判断した理由（答申書抜粋）

①優れた形態及び意匠等総合的に配慮による地域又は都市全体の景観の向上に資することについて

- ・老朽化、耐震性不足の解消
- ・大屋根を中心とした外観の継承、外装材の再利用、既存壁面の部材構成や寸法の踏襲
- ・新しくデザインする部分も繊細な格子や簾など宮川町茶屋街の町並みに溶け込むよう計画
- ・歌舞練場が面する新道通を地域コミュニティと花街文化の交点となるよう整備、東西通路で回遊性・賑わいを創出

②地域の良い景観の形成及び市街地環境への配慮について

- ・新道通や川端通などの通りや遠景からの眺めに配慮
- ・宮川町通に対するセットバック、壁面位置の雁行やボリュームの分節、深い軒の出で圧迫感を軽減

以上から建築物が存する地域の良好な景観の形成及び周囲の市街地の環境に支障がないと判断

設計段階パース



景観審査会の議論で出た主な意見

大屋根の継承／一体化による圧迫感の懸念／外観デザイン・素材のディテール（金属スクリーンの意匠等）／唐破風エントランスとガラスの反射の工夫／設備・舗装の細部のデザイン処理／周辺との風情との調和／地域施設・防災施設の担保など

地元説明会で出たご意見

周囲への視線の影響／工事中の安全管理

■高さの特例許可 事例3：宮川町歌舞練場等整備計画

建設後の現地の状況

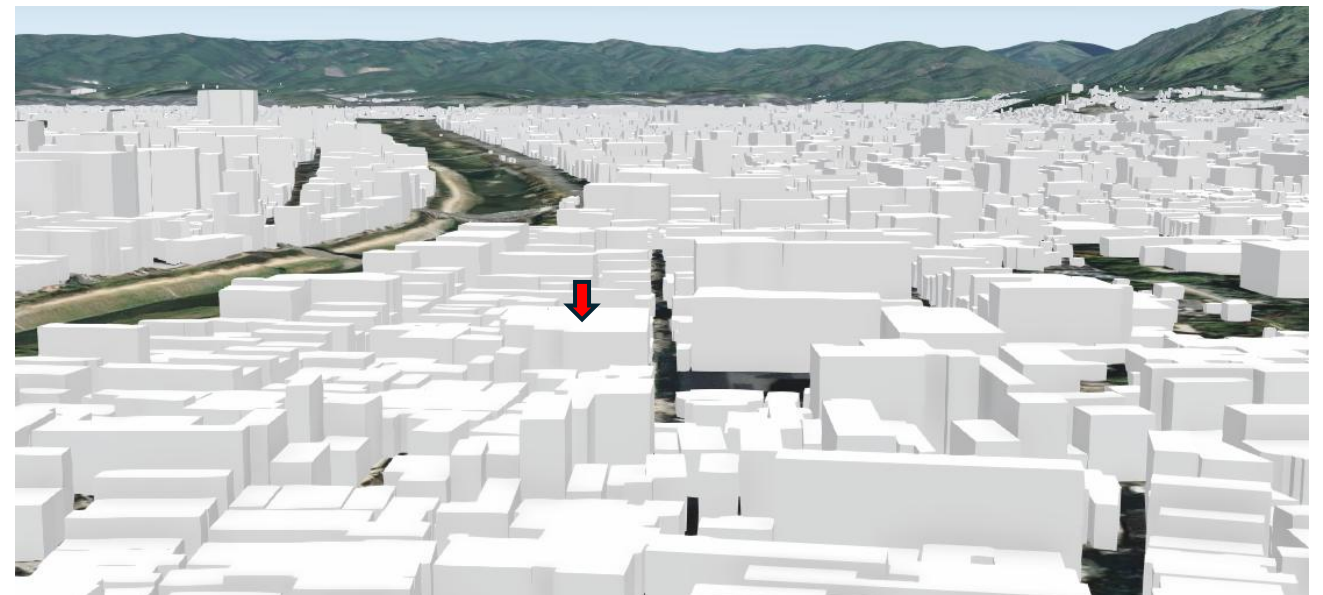
- ・歌舞練場の大屋根、外観デザインや素材を継承しつつ、一部は現代的な素材を採り入れながら新旧を感じることができる一体的な再整備を実現している。
- ・周辺に配慮した各階の屋根形状や屋根裏の意匠、落ち着いたある色彩などにより、地域との調和が図られている。特に、新道通沿いは道路の美装化や植栽の設置も相まって、潤いのある街路景観となっている。ガラス面が使用されている部分は内部の雰囲気や機能が地域にしみだす機能を感じた。



出典：Google ストリートビュー

3Dモデルでの確認

- ・周辺の歴史的な町家が多く残る建物群に比べて、建物や敷地規模は大きいものの、突出感の確認できない。
- ※東側の宿泊施設は3D都市モデルが作成された後の整備のため表示されていない



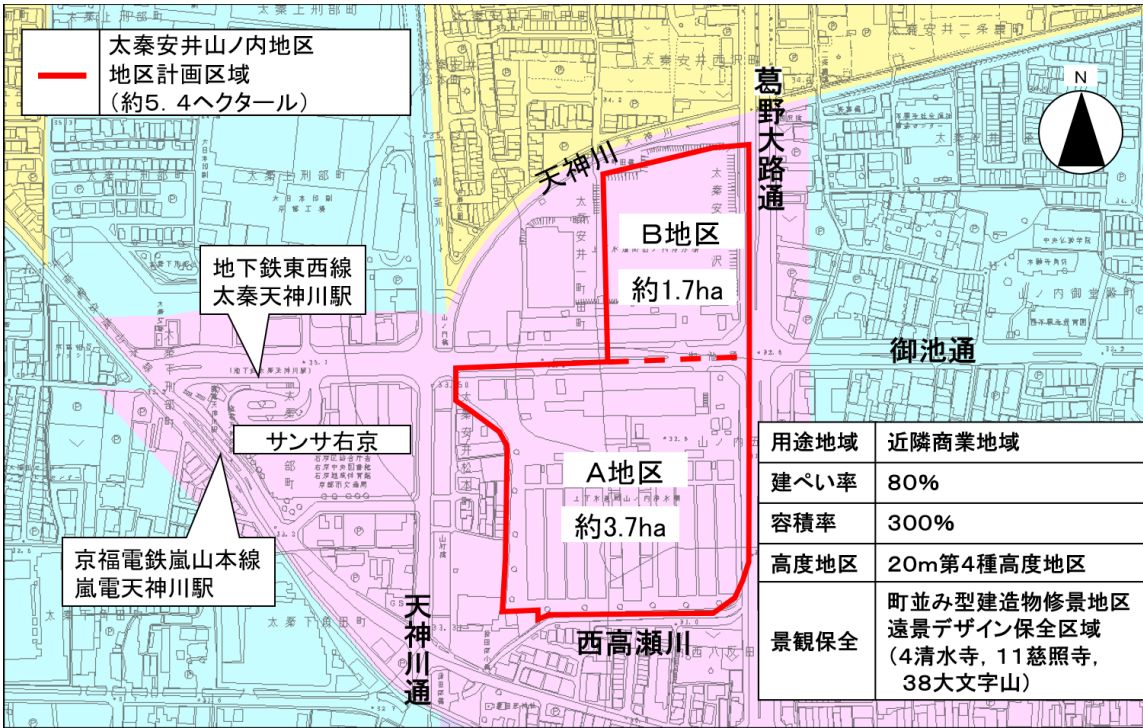
出典：Plateau

■高さの最高限度を緩和した地区計画
事例 1：京都先端科学大学（太秦安井山ノ内地区地区計画）

地区計画概要

目標：山ノ内浄水場跡地の活用を行うため策定した「山ノ内浄水場跡地活用方針」に基づき、周辺環境や景観と調和した右京区の新たなまちづくりの拠点として、大学を核とした複合的な都市機能の集積を図り、地域とともににぎわいと潤いのあるまちづくりを進める

主な制限：用途の制限（住宅等の制限）
（A地区） 建ぺい率の最高限度（60％に制限）
壁面の位置の制限
建築物等の高さの最高限度（20m→31mに緩和）
建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限



地区計画策定の経過・議論（美観風致審議会）

○平成25年7月に用途地域の変更、太秦安井山ノ内地区地区計画を策定、平成27年4月にキャンパス開学

○平成29年9月に工学部棟建設計画構想が公表されたことを受け、先行整備されている北館・東館も含めたキャンパス全体としてのトータルデザインを考慮し、美観風致審議会において、屋根とスカイラインの関係性、周囲に与える景観の影響等について議論を行い、下記の事項を変更

- ・地区施設：広場・緑地・緑道を整備
- ・建築物等の制限：高さ制限を緩和の上、形態意匠制限等を規定（壁面の後退の強化、町並みと調和を意図した素材、色彩など）

	町並み型建造物修景地区	地区計画の形態意匠の制限
屋根の形状	・勾配屋根 ・良好な屋上の景観に配慮されたもの	・高さ10mを超える建築物の屋根は勾配屋根、それに類するもの ・ルーフトラス等の屋上緑化
屋根の材料	・地域特性を踏まえた良好な屋上の景観に配慮されたもの	・金属板、その他の材料で当該地区の風情と調和したもの
屋根の色彩	・日本瓦、平板瓦：いぶし銀 ・銅板：素材色、緑青色 ・銅板以外の金属板、その他の屋根材：濃い灰色、黒、濃い茶色（いずれも光沢のないもの）	高さ10mを超える建築物の金属板その他の屋根材：濃い灰色、黒色（いずれも光沢のないもの）
外壁の形状	道路からの十分な後退又は外壁面の分節等の配慮を行うこと	道路及び河川からの十分な後退や外壁面の分節等の配慮を行うこと
色彩	禁止色、市街地の町並みと調和する色彩を設定	左に加え高さ10mを越える建築物で使用可能な明度・彩度を規定
建築設備	屋上に設ける建築設備は、ルーバー等で適切に修景し建築物の本体と調和したものとする。	屋上及び公共の用に供する空地に面して設ける建築設備は、ルーバー等で適切に修景し、建築物の本体と均整がとれたものとする

※このほか工作物に関する規定あり

■高さの最高限度を緩和した地区計画

事例 1：京都先端科学大学（太秦安井山ノ内地区地区計画）

計画概要

- ・地区計画区域内での大学キャンパス工学部棟の新築
- ・大学：地下1階地上5階、寄宿舍：地上8階
鉄骨造、一部RC造
- ・高さ：28.90m
- ・敷地面積：約32,500㎡
- ・建築面積：約5,600㎡ 延べ面積：約25,400㎡

地区計画に即した整備の考え方（事業者の提示）

①誰もが利用可能な広場(プラザ)と緑地の充実

既存のオープンプラザやセンタープラザに加え屋上庭園やウェストプラザなど多様で多層的な緑地環境の整備により、グリーンキャンパスをさらに充実

②既存館と一体感のある景観に配慮した外観デザイン

既存建物のデザインコードを継承し、最上階の勾配屋根の踏襲及び緑の映えるベージュ色の外装を基調に、親しみやすい街並み景観を形成

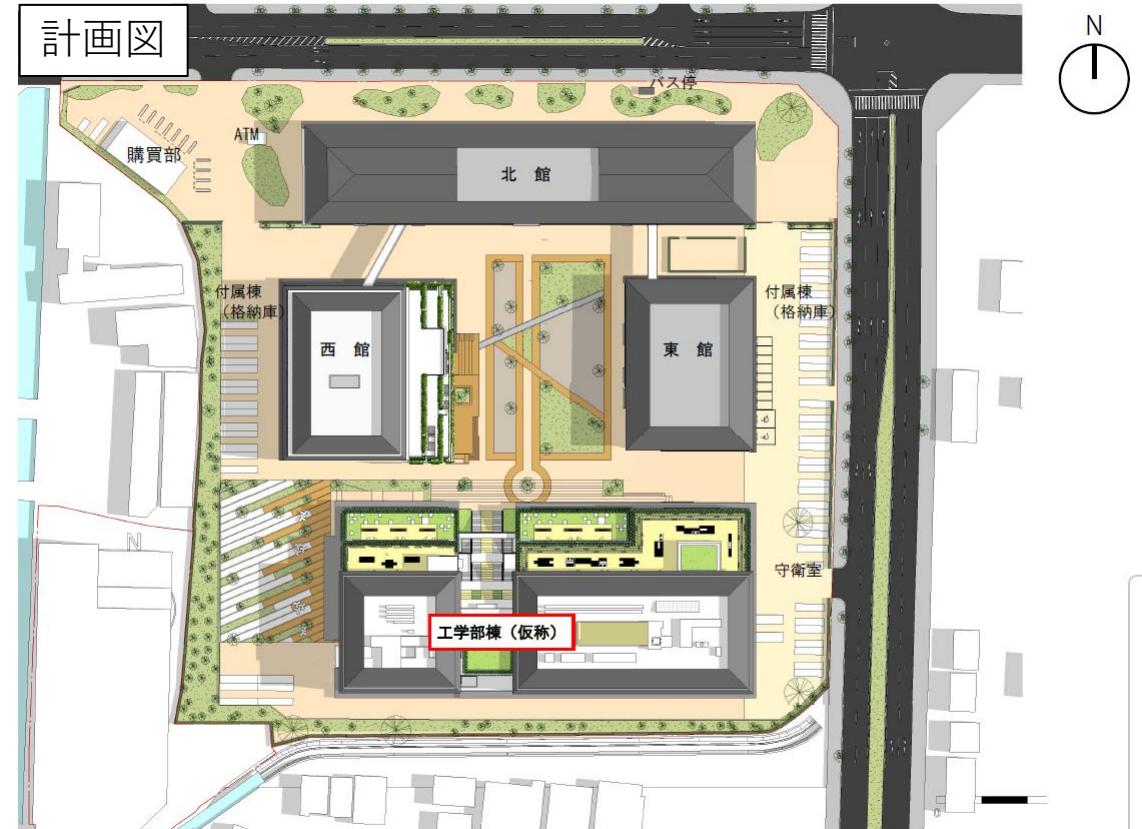
③住環境に配慮したまちづくり

ゆとりある空間や緑豊かなうるおいのある空間を確保しつつ、必要な教育施設を確保するため、相応の規模の建築物を建築

美観風致審議会 景観専門小委員会での主な意見

- ・東側・葛野大路通側の通り景観について、メガスケールの景観をヒューマンスケールに近づける工夫
- ・緑化やストリートファニチャーなどにより駅から来る人が誘導される、閉鎖的にならないような工夫
- ・センタープラザと工学部棟の間の通路を葛野大路通に繋げる工夫

計画図



京都太秦キャンパス全体配置図

設計段階パース



■高さの最高限度を緩和した地区計画

事例 1：京都先端科学大学（太秦安井山ノ内地区地区計画）

建設後の現地の状況

- ・地区計画で担保された形態意匠制限が適用され、キャンパス全体の統一感及び周囲との調和がみられる。
- ・敷地東側の葛野大路通沿いは、前面の植栽と共にセットバック空間が確保され、また、全体的に落ち着きのある色彩の壁面となっており、圧迫感が低減されている。植栽は少し閉鎖的な印象がある。
- ・敷地南側は小河川を挟んだ配置であるものの、周囲とのボリュームや外壁面のスケールに差があり、他の建物に比べると長大感を感じる。



出典：Google ストリートビュー

3Dモデルでの確認

- ・キャンパス全体の開発であることから、まとまった敷地隣、周辺に対してやや高さを感じるが、俯瞰で見ると、突出したボリューム感を感じない。
- ・広幅員道路や河川に接してセットバックが図られているため、周囲との距離があることが分かる。
- ・駅周辺のため、周囲にも同程度のまとまった敷地で高い建物がみられる。



出典：Plateau

■高さの最高限度を緩和した地区計画

事例 1：京都先端科学大学（太秦安井山ノ内地区地区計画）

太秦安井山ノ内地区地区計画（京都先端科学大学）

地区計画の目標

当地区は、平成 2 5 年 3 月にその機能を廃止した山ノ内浄水場の跡地であり、右京区の拠点であるサンサ右京や地下鉄東西線太秦天神川駅及び京福電鉄嵐山本線嵐電天神川駅に隣接するなど交通アクセスに優れた地区である。また、当地区では、京都市西部地域はもとより市全体の活性化に資する浄水場の跡地活用を行うため、大学を中核とした複合用途機能の誘導やにぎわいの創出を図ることなどを示した「山ノ内浄水場跡地活用方針」を策定しており、「京都市都市計画マスタープラン」においても、公共交通ネットワーク等とのつながりを重視し、地域に開かれた大学など学術研究機能を誘導するとともに、周辺生活環境との調和を図りつつ、学術研究機能と地域とが共存したまちづくりを促進する地区の一つとして位置付けている。このような地区において、地区計画を策定することにより、周辺環境や景観と調和した右京区の新たなまちづくりの拠点として、大学を核とした複合的な都市機能の集積を図り、地域とともににぎわいと潤いのあるまちづくりを進める。

地区施設の整備方針

多様な人々が交流し、憩いの場となる広場や緑地を整備することでのにぎわいと潤いのある地域環境づくりに貢献するとともに、災害時に地域住民の避難場所としての活用に資する広場を整備することで、地域の安全に配慮したまちづくりに貢献する。

建築物等の整備方針

山並みを背景とし、周辺のまちなみと調和した都市景観の形成に資するとともに、右京区の新たなまちづくりの拠点としてふさわしい複合的な都市機能の誘導と都市空間の創出を図る。さらに、建築物等の用途の制限、建築物の建蔽率の最高限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度及び建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定めることにより、A 地区においては、大学の学術研究機能と大学キャンパスにふさわしい商業、文化交流機能等の複合的な都市機能の誘導を、B 地区においては、学びの環境の充実や文化・健康など生活の質の向上に資する機能の誘導を図るとともに、ゆとりある建物配置を促し、周辺環境と調和のとれた良好なキャンパスの環境等の形成を図る。

建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限

- 1 高さが 1 0 メートルを超える建築物の屋根の形状は、勾配屋根又は屋上のパラペットの形状等により勾配屋根に類似する工夫を施すなど、良好な屋上の景観に配慮されたものとする。また、ルーフテラス等を設ける場合は、屋上緑化等により良好な屋上の景観に配慮されたものとする。
- 2 高さが 1 0 メートル以下の建築物の屋根の形状は、勾配屋根又は良好な屋上の景観に配慮されたものとする。
- 3 屋根の材料は、金属板又はその他の材料で当該地区の風情と調和したものとすること。ただし、延べ面積が 1 0 平方メートル以内又は高さが 3 メートル以下の建築物については、この限りでない。
- 4 高さが 1 0 メートルを超える建築物の屋根の色彩は、N（無彩色）系の色相で、明度が 4. 5 以下とし、光沢のないものとする。
- 5 高さが 1 0 メートル以下の建築物の屋根の色彩は、次に掲げる色彩とし、光沢のないものとする。
 - ア N（無彩色）系の色相で、明度が 4. 5 以下であるもの
 - イ R（赤）系の色相で、彩度が 1 以下かつ明度が 3 以下であるもの
 - ウ Y R（黄赤）系の色相で、彩度が 1 以下かつ明度が 3 以下であるもの
 - エ Y（黄）系の色相で、彩度が 1 以下かつ明度が 3 以下であるもの
- 6 地区内の他の建築物との調和に配慮し、まとまりのある良好な景観の形成に資するものとする。
- 7 道路及び河川に面する外壁は、周辺への圧迫感の低減を図るため、当該道路及び河川からの十分な後退や外壁面の分節等の配慮を行うこと。
- 8 高さが 1 0 メートルを超える建築物の主要な外壁には、次に掲げる色彩を使用すること。ただし、着色を施していない自然素材については、この限りでない。
 - ア Y R（黄赤）系の色相で、彩度が 3 以下かつ明度が 4 以上 9 以下であるもの
 - イ Y（黄）系の色相で、彩度が 3 以下かつ明度が 4 以上 9 以下であるもの
 - ウ N（無彩色）系の色相で、明度が 4 以上 9 以下であるもの
- 9 高さが 1 0 メートル以下の建築物の主要な外壁には、次に掲げる色彩を使用すること。ただし、着色を施していない自然素材については、この限りでない。
 - ア Y R（黄赤）系の色相で、彩度が 3 以下かつ明度が 4 以上 9 以下であるもの
 - イ Y（黄）系の色相で、彩度が 3 以下かつ明度が 4 以上 9 以下であるもの
 - ウ P（紫）系の色相で、彩度が 2 以下かつ明度が 4 以上 9 以下であるもの
 - エ P B（紫青）系の色相で、彩度が 2 以下かつ明度が 4 以上 9 以下であるもの
 - オ N（無彩色）系の色相で、明度が 4 以上 9 以下であるもの
- 1 0 主要な外壁に使用する材料は、光沢のないものとする（ガラス及び自然素材を除く。）。
- 1 1 塔屋等の位置、規模及び形態意匠については、建築物の本体と均整がとれたものとする。
- 1 2 塔屋等の高さ（当該塔屋等が周囲の屋根又は床と接する位置の平均の高さにおける水平面からの当該塔屋等の最上部までの高さをいう。）は、3 メートル（高さの最高限度が 3 1 メートルの区域にあっては 4 メートル）以下とすること。ただし、機能上必要であり、かつ、建築物の最高の高さからの塔屋等の最上部までの高さが 3 メートル（高さの最高限度が 3 1 メートルの区域にあっては 4 メートル）を超えず、地域の良好な景観の形成に支障がないと認められる場合は、この限りでない。
- 1 3 屋上及び公共の用に供する空地に面して設ける建築設備は、ルーバー等で適切に修景し、建築物の本体と調和したものとすること。
- 1 4 道路に面し、駐車場、駐輪場等を設ける場合は、地区内の植栽及び建築物と調和した門、塀又は植栽等の設置により町並みの連続性に配慮すること。
- 1 5 工作物のうち、土地に定着するものは、高さが 2 0 メートルを超えないものとする。また、建築物に定着するものは、当該建築物の最上部を超えないものとする。
- 1 6 工作物の規模及び形態意匠は、地区内の建築物と調和するとともに、周辺の町並みの景観に違和感を与えないものとする。
- 1 7 建築物に定着する工作物にあっては、位置、規模及び形態意匠について建築物の本体と均整がとれたものとする。

※このほか工作物に関する規定あり

■高さの最高限度を緩和した地区計画 事例2：島津製作所（西ノ京桑原町地区地区計画）

計画概要

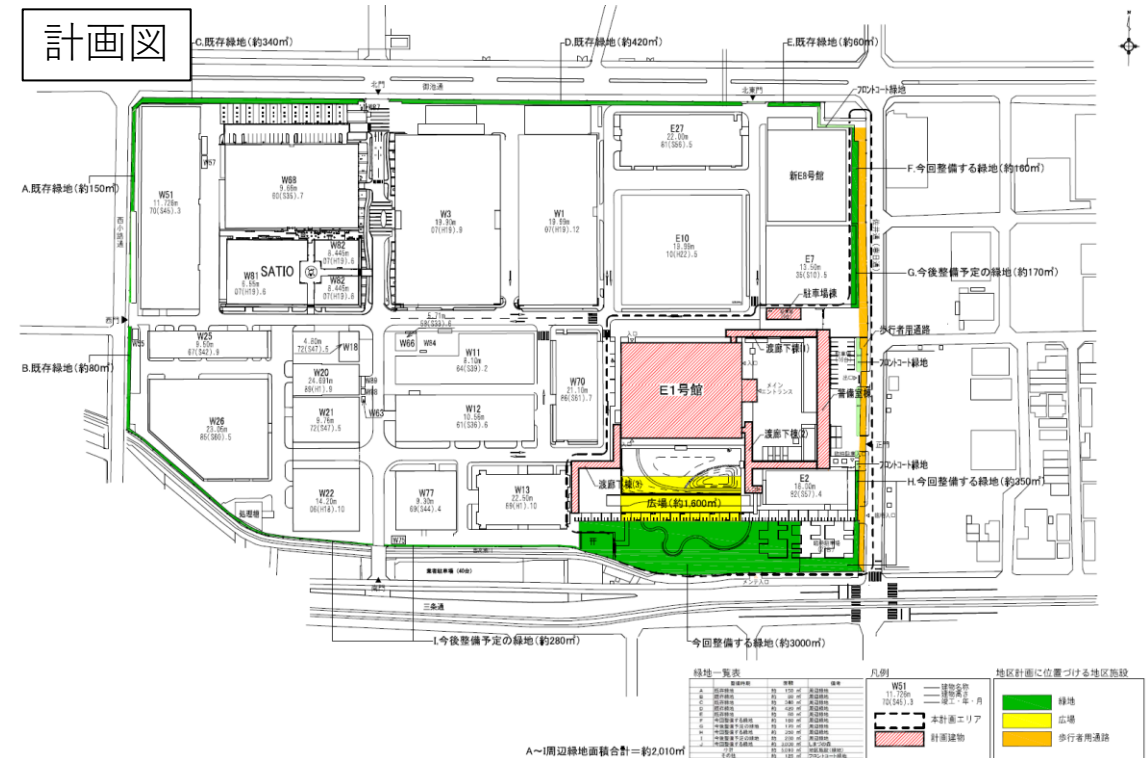
- ・地区計画区域内での事務管理棟の新築
- ・地下1階地上7階 鉄骨造＋一部RC造
- ・高さ：30.95m
- ・敷地面積：約98,700m² ※南地区全体
- ・建築面積：約4,400m² 延べ面積：約20,700m²

地区計画に即した整備の考え方（事業者の提示）

- ・生産機能の高度化及び工場機能の集約化を図り、敷地外周部の壁面後退及び緑地等の確保を推進
- ・建築物の屋根について陸屋根形状を基本とし、まとまりあるスカイラインの形成
- ・建築物の外壁について白・グレー系統を基本とし、まとまりある景観の形成
- ・研究・開発・工場施設はシャープなイメージを持つ寒色系、事務管理・顧客対応施設は温かいイメージを持つ暖色系を基本に設定

美観風致審議会 景観専門小委員会での主な意見

- ・三条通、御池通や計画地北側の敷地での良好な環境づくり
- ・広場や視覚的にオープンな場所を設けるなど、地域に貢献するような演出や工夫
- ・生垣の高さや緑地部分の地盤高さの調整により森がよく見えるような配慮
- ・全体として良好な景観への配慮がなされている



設計段階パース



■高さの最高限度を緩和した地区計画 事例2：島津製作所（西ノ京桑原町地区地区計画）

建設後の現地の状況

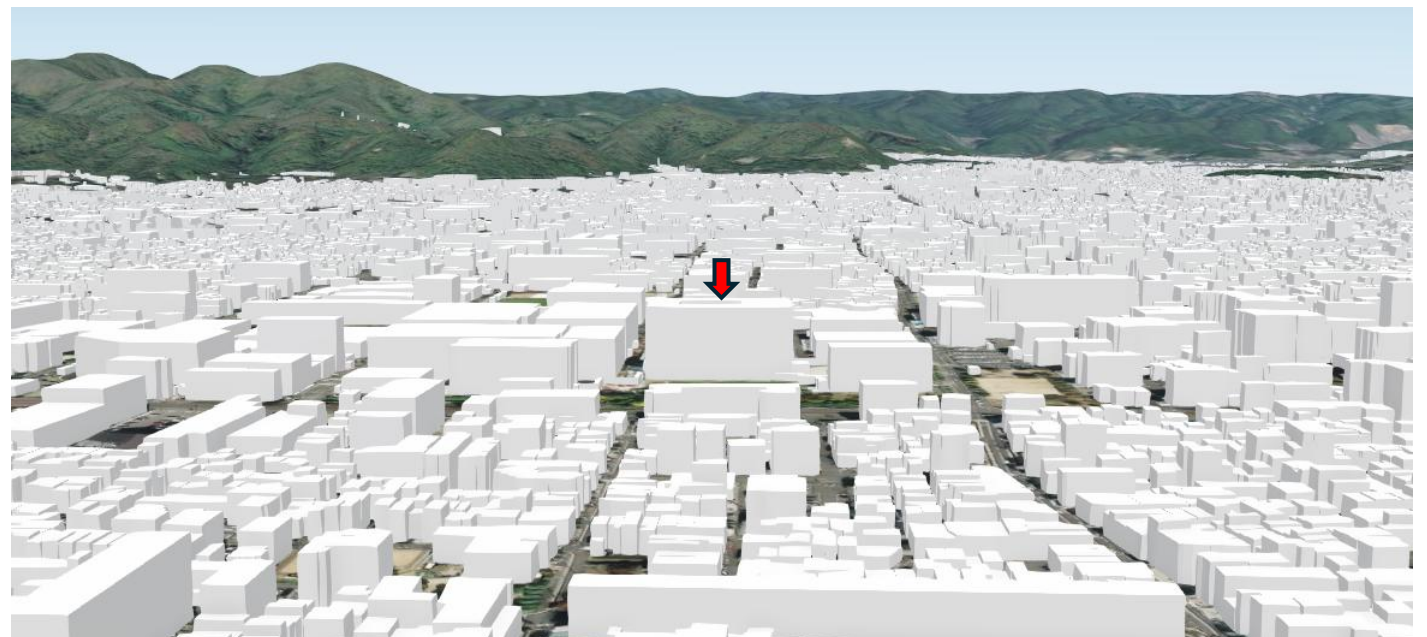
- ・地区計画で担保された形態制限等が適用されており、工場敷地内の統一感と周囲との調和がみられる。
- ・敷地南側の三条通沿いには豊かな植栽や広場が配置され、奥の建物の雰囲気を感じず、潤いある街路景観を形成している。
- ・敷地東側の佐井通沿いも十分なセットバックにより植栽やオープンスペースが確保されており、圧迫感を感じられない。



右2点出典：Google ストリートビュー

3Dモデルでの確認

- ・周辺に対してやや高さを感じるが、俯瞰で見ると、突出したボリューム感を感じない。
- ・周囲にも同程度のまとまった敷地で高い建物がみられ、そこまで差を感じない。



出典：Plateau

西ノ京桑原町地区地区計画（島津製作所）

地区計画の目標

当該地区は、御池通の整備や地下鉄東西線の開通など都市基盤が整備され、工業・流通・業務施設等の立地に恵まれた地区である。また、都市計画マスタープランにおいて、ものづくり都市を支える活力ある工業地の形成のため、操業環境の保全・向上や生産機能の高度化を図る、ものづくり拠点と位置付けられている。このような地区に地区計画を策定することにより、生産機能の高度化・集約化を誘導しつつ、緑豊かな潤いのある町並みを形成するとともに、ものづくり都市・京都を代表する良好な環境の形成・維持向上を図る。

地区施設の整備方針

佐井通側に歩行者用通路を設け、道路等の公共空間と一体的に調和した緑地を敷地周囲に定めるとともに、三条通側には災害時に地域住民の避難場所としての活用に資する緑地・広場を整備すること で、安全で潤いのある地域環境づくりに貢献する。

建築物等の整備方針

建築物の用途を生産施設及びその付帯施設等に限定することにより、用途の純化を進め、生産機能の増進を図るとともに、壁面の位置の制限等を行うことにより、周辺市街地と調和した良好な環境の形成とゆとりのある街区の形成を図る。また、建築物等の形態意匠は、ものづくり都市・京都を先導するにふさわしいものとし、環境負荷の低減に努め、地区内の建築物相互の調和を図り、周辺地域の良好な景観形成に寄与するものとする。

建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限

- 1 屋根の形状は、良好な景観の形成に資するものとする。
- 2 屋根の色彩は、灰色、黒色又は濃い茶色とし、いずれも光沢のないものとする。ただし、良好な景観の形成上支障がないと市長が認めるものについては、この限りでない。
- 3 外壁の形状は、地区内の他の建築物との調和に配慮し、まとまりのある良好な景観の形成に資するものとする。
- 4 道路に面する外壁は、良好な通りの景観の形成に努めるとともに、周辺への圧迫感の低減を図るため、当該道路からの十分な後退又は外壁面の分節等を行う。
- 5 主要な外壁には、次に掲げる色彩を使用すること。ただし、着色を施していない自然素材については、この限りではない。
ア R（赤）系の色相で、彩度が4以下、明度が4以上6以下であるもの
イ Y R（黄赤）系の色相で、彩度が4以下、明度が4以上9以下であるもの
ウ Y（黄）系の色相で、彩度が3以下、明度が5以上9以下であるもの
エ B（青）系の色相で、彩度が1以下、明度が6以上9以下であるもの
オ P B（青紫）系の色相で、彩度が2以下、明度が6以上9以下であるもの
カ N（無彩色）系の色相で、明度が6以上9以下であるもの
- 6 主要な外壁に使用する材料は、光沢のないものとする。
- 7 塔屋等の位置、規模及び形態意匠については、建築物の本体と均整がとれたものとする。
- 8 屋上及び公共の用に供する空地に面して設ける建築設備は、ルーバー等で適切に修景し、建築物の本体と均整がとれたものとする。
- 9 公共の用に供する空地に面して設ける門、塀等は、地区内の植栽及び建築物と調和のとれたものにするとともに、町並みの連続性に配慮する。
- 10 工作物のうち、土地に定着するものは、高さが20メートルを超えないものとする。また、建築物に定着するものは、当該建築物の最高の高さを超えないものとする。
- 11 工作物の規模及び形態意匠は、地区内の建築物と調和するとともに、周辺の町並み景観に違和感を与えないものとする。
- 12 建築物に定着する工作物にあっては、位置、規模及び形態意匠について建築物の本体と均整がとれたものとする。